

## 介護保険改定に伴う緊急市町村アンケート結果概要

長野県社会保障推進協議会

1. アンケート実施主体：長野県社会保障推進協議会（長野県社保協）  
\* 中央社会保障推進協議会（中央社保協）の提起をうけ、長野県社保協が実施した。
2. アンケート内容：中央社保協作成のアンケート内容（別紙）とした。
3. アンケート対象者総数：長野県下77市町村+3つの広域連合  
\* 介護保険の保険者である3つの広域連合に4市13町村が加盟しており、県下の介護保険の保険者は総計63になる。しかし、本アンケートは、質問事項の中に市町村に問うべき内容も一部あるので、アンケート調査対象を県下77市町村と3広域連合の合計80市町村・広域連合とし、関係自治体（広域連合）にアンケート用紙を送付した。
4. アンケートの回答状況：50市町村・広域連合（回答率62.5%）  
内訳：15市（回収率78.9%）、33町村（回収率56.9%）、  
2広域連合（回収率66.7%）
5. アンケート結果（概要）
  - (1) 介護保険料について
    - ①第5期の基準額（年額） 県下平均58,468円
    - ②第6期予定の基準額（年額） 数字で回答した4市町村の平均額61,585円  
第6期保険料についての見込み  
（据え置き）3、（引き下げ）0、（引き上げ）25、（不明）19、＜未回答＞ 3
    - ③保険財源に一般財源の繰入れ  
（検討） 4 ⇒長野市、北相木村、青木村、栄村・・・注目される  
（未検討）22、（不明）14、（未回答）10
  - (2) 市町村の独自減免制度について（第6期へ実施予定）（第5期の実施内容は別紙参考）
    - ①保険料（有）6、（無）39、＜未回答＞ 5
    - ②利用料（有）12、（無）31、＜未回答＞ 7\* 注意）2013年4月1日現在で独自減免実施の保険者は、長野県集計では、保険料8、利用料28。
  - (3) 介護保険法会対応について
    - 1) 「要支援者」の総合事業・地域支援事業への移行について
      - ①2015年4月から 1（御代田町）
      - ②2016年4月から 5（北相木村、松川町、豊丘村、朝日村、飯綱町）  
2016年度中 1（佐久市）  
2017年4月から 17
      - ③見通しが立たない 9 ④不明 12 <未定> 2 <検討中> 1 <未回答> 2

2) 「多様なサービス」の確保について

- ①確保できる 1 (平谷村) + 確保できそう 1 (長野市)
- ②できない 0 ③見通しが立たない 4 5 <検討中> 2 <未回答> 1
- ③事業内容 特に記載なし

3) 特別養護法人ホームの待機者 7,188人、うち要介護1・2 2,187人 (回答数単純集計)

4) 地域支援事業(総合事業)に、一般会計からの財源投入

- ①する 0 ②しない 5
- ③未定 4 1 <検討中> 1 <その他記載> 3

5) 法改正への国への要望事項

- \* 今回の改正は、第6期計画に盛り込む内容であるため、広域連合として進めるべきものと、構成市町村の役割について、明確になっていないため、まだまだ協議・調整が必要である。総合事業については、広域連合としては、猶予期間を最大限に活用し準備を進めたいとしています。(岡谷市)
- \* 今回の法改正では、現行の介護予防サービスとは別に、町民を主体としたボランティア等を活用した多様なサービスを創出することが求められているが、町にそのようなノウハウもなく、また慢性的なマンパワー不足もあり、町民の意向に応じた適切なサービスを提供していくのか大変不安に思っている。(下諏訪町)
- \* 過疎地域においては、人的資源が乏しく専門職やボランティアなど人材の確保が難しい状況です。またNPOや地域で活動する団体もほとんどないため多様なサービスを用意することができません。そういった地域もあることを理解した上で、法改正を行って頂きたい。過疎対策などは、一地域だけで解決できない課題であり国として積極的に取り組んで頂きたい。(木曾町他木曾地域全体の町村、広域連合)
- \* 地域間での格差が生じぬよう、財政支援を含めお願いしたい。(飯綱町)
- \* 一般の方にわかり易く簡素化を。市町村の負担の少ない改正を願う。(諏訪広域連合)

(6) 考察

- ①第6期計画の中で、これから検討の市町村を含め多くの市町村(保険者)が保険料の引き上げの予定(想定)していることは重大である。
- ②介護保険財源に一般会計(財源)からの繰入を検討すると答えた市町村が4市村あったのは注目したい。
- ③介護保険保険料・利用料への独自減免についてのアンケートに回答していない市町村も含め、現在独自減免している市町村(保険者)は別紙の通りであるが、第6期に向け後退する市町村(保険者)を作らせず、拡大させていく事は重要な課題である。
- ④「要支援者」の総合事業・地域支援事業への移行について
  - \* 実施時期が「見通しが立たない」「不明」と答えた市町村が全体の42%。実施時期を明確した自治体も最終年度の2017年4月と答えた市町村が17(全体の34%)であった。「多様なサービス」の確保の見通しについては、「見通しが立たない」と回答した市町村が全体の90%に達していることが重大である。

\*特に、木曾地域のような山間地を抱えた地域で人材確保の見通し立たないと不安を表明している市町村の「声」は深刻である。

\*また、総合事業への一般会計（財源）からの投入を検討するか否かの問いに対して、ほとんどの市町村が「未定」と回答しているが、検討させていく自治体交渉が重要な課題である。

⑤特養ホームの待機者が、単純集計で 7188 人で、そのうち約 3 割（2187 人）介護 1・2 であることは重大である。

⑥全体を通じて、今回の介護保険改定に伴う市町村（保険者）を戸惑いは強いものがあることが明確になった。特に山間部を抱える自治体を抱える不安は、深刻である。





全国市町村 介護保険緊急

入力の際の注意事項)都道府県名と市町村:  
合計しますので、記述欄以外はすべて○×  
介護保険基準額の一覧下には都道府県ご

都道府県名	NO.	保険者名	介護保険法改正対応について										特別養護老人ホーム について (2014年4月時点)		一般財源投入する	しない	未定
			「要支援者」の総合事業・地域支援事業への移行について					事業内容は	待機者数	要介護1・2者数							
			時期		新しい介護予防・生活支援サービス事業について 「多様なサービス」の確保について												
			不明	(その他 年 月)	確保できる	できない	見通しが立たない				理由						
長野県	1	長野市	未定							確保できると想定される		1,600	500			1	
長野県	2	松本市															
長野県	3	上田市		17.4				1		何ができるか検討中		793	250			1	
長野県	4	岡谷市		17.4				1				252	95			1	
長野県	5	飯田市	1	(検討中)				1		今現在、把握できないため		337	77		1	ルール一級 別について	
長野県	6	諏訪市	1					1				198	65				
長野県	7	須坂市	1					1		現在、介護保険事業計画策定懇話会で検討中		64	28			1	
長野県	8	小諸市		17.4				1				143	65			1	
長野県	9	伊那市		17.4				1		検討中のため		259	127			1	
長野県	10	駒ヶ根市						1				116	35		1		
長野県	11	中野市	1					1				76	18			1	
長野県	12	大町市		17.4(検討)						検討中		(北アルプス広域連で記載)					
長野県	13	飯山市	検討中					検討中				27	6		1		
長野県	14	茅野市															
長野県	15	塩尻市															
長野県	16	千曲市	未定					1		今後、協議会等を立ち上げるため	未定	132	49				
長野県	17	佐久市		16年度中				1		検討中である		427	不明			1	
長野県	18	東御市															
長野県	19	安曇野市	1					1				231	72			1	
長野県	20	小海町	1					1								1	
長野県	21	川上村															
長野県	22	南牧村															
長野県	23	南相木村															
長野県	24	北相木村		16.4(予定)				1		人材・資源不足						1	
長野県	25	佐久穂町														1	
長野県	26	軽井沢町															
長野県	27	御代田町						1		利用できる資源を確保するため現在動いています。		85				1	
長野県	28	立科町															
長野県	29	長和町															
長野県	30	青木村		17.4(予定)				1				77	19			1	
長野県	31	下諏訪町						1		新しい事業の担い手を掘り起こしていく手法が分からない		144	45			1	
長野県	32	富士見町															
長野県	33	原村															
長野県	34	辰野町		17.4				1				120	56			1	
長野県	35	箕輪町															
長野県	36	飯島町						1				20	9			1	
長野県	37	南箕輪村															
長野県	38	中川村						1				14	1			1	
長野県	39	宮田村						1				8	2			1	
長野県	40	松川町		16.4				1		現在策定委員会に諮っているところ		29	9		1		
長野県	41	高森町	1					1				47	15			1	
長野県	42	阿南町														1	
長野県	43	阿智村						1				41	18			1	
長野県	44	平谷村		17.4	1							1	0			1	

都道府県名	NO.	保険者名	介護保険法改正対応について										特別養護老人ホーム について (2014年4月時点)	一般財源投入する	しない	未定		
			「要支援者」の総合事業・地域支援事業への移行について														待機者数	要介護1・2者数
			時期		新しい介護予防・生活支援サービス事業について 「多様なサービス」の確保について					事業内容は								
			不明	(その他 年月)	確保できる	できない	見通しが立たない	理由										
長野県	45	根羽村						1					10				1	
長野県	46	下條村						1								1		
長野県	47	売木村		17.4				1				1				1		
長野県	48	天龍村																
長野県	49	黍阜村																
長野県	50	喬木村	1					1	運営主体の確保が難しいため			28	11					
長野県	51	豊丘村		16.4				1				18	8			1		
長野県	52	大鹿村																
長野県	53	木曾町		17.4				1				151	62			1		
長野県	54	上松町		17.4				1				62	20			1		
長野県	55	南木曾町		17.4				1								1		
長野県	56	木祖村	1					1				22	2			1		
長野県	57	玉滝村		17.4				1				5	0			1		
長野県	58	大桑村		17.4				1		これから検討		24	8			1		
長野県	59	筑北村																
長野県	60	麻績村																
長野県	61	生坂村																
長野県	62	山形村																
長野県	63	朝日村		16.4				1	(検討中)			49	17			1		
長野県	64	池田町		未定				1								1		
長野県	65	松川村																
長野県	66	白馬村																
長野県	67	小谷村		17.4				1				27	3			1		
長野県	68	坂城町																
長野県	69	小布施町																
長野県	70	高山村	1					1		未定		14	3			1		
長野県	71	山ノ内町																
長野県	72	木島平村		17.4				1				13	0			1		
長野県	73	野沢温泉村	1					1				13	7		1			
長野県	74	信濃町																
長野県	75	飯綱町		16.4(予定)				1								1		
長野県	76	小川村	1					1				23	5			1		
長野県	77	栄村						1				17	8			1		
長野県	78	北アルプス広域										353	80					
長野県	79	木曾広域		17.4				1				282	102			1		
長野県	80	諏訪広域						1				835	290					
小計			12		1	0	45					7,188	2,187	0	5	41		

全国市町村 介護保険緊急

入力の際の注意事項)都道府県名と市町村:  
合計しますので、記述欄以外はすべて○×  
介護保険基準額の一覧下には都道府県ご

都道府県名	NO.	保険者名	地域支援事業(総合事業)	「法」改正に関する国への要望について
			その他	率直なご要望・意見をお聞かせください
長野県	1	長野市		
長野県	2	松本市		
長野県	3	上田市		
長野県	4	岡谷市		(保険者は諏訪広域連合) 今回の改正は、第6期計画に盛り込む内容であるため、広域連合として進めるべきものと、構成市町村の役割について、明確になっていないため、まだまだ協議・調整が必要である。総合事業については、広域連合としては、猶予期間を最大限に活用し準備を進めたいとしています。
長野県	5	飯田市		
長野県	6	諏訪市		(保険者は諏訪広域連合)
長野県	7	須坂市		
長野県	8	小諸市		
長野県	9	伊那市		
長野県	10	駒ヶ根市		
長野県	11	中野市		
長野県	12	大町市	検討中	(保険者は北アルプス広域連合)
長野県	13	飯山市	(←?、一般会計の負担割合は法で決まっているので、織入れます。それ以上にはないということです。	
長野県	14	茅野市		(保険者は諏訪広域連合)
長野県	15	塩尻市		
長野県	16	千曲市	法定繰入は有	
長野県	17	佐久市		
長野県	18	東御市		
長野県	19	安曇野市		
長野県	20	小海町		
長野県	21	川上村		
長野県	22	南牧村		
長野県	23	南相木村		
長野県	24	北相木村		
長野県	25	佐久穂町		
長野県	26	軽井沢町		
長野県	27	御代田町		
長野県	28	立科町		
長野県	29	長和町		
長野県	30	青木村		
長野県	31	下諏訪町		(保険者は諏訪広域連合) 今回の法改正では、現行の介護予防サービスとは別に、町民を主体としたボランティア等を活用した多様なサービスを創出することが求められているが、町にそのようなノウハウもなく、また慢性的なマンパワー不足もあり、町民の意向に応じた適切なサービスを提供していくのが大変不安に思っている
長野県	32	富士見町		(保険者は諏訪広域連合)
長野県	33	原村		(保険者は諏訪広域連合)
長野県	34	辰野町		
長野県	35	箕輪町		
長野県	36	飯島町		
長野県	37	南箕輪村		
長野県	38	中川村		
長野県	39	宮田村		
長野県	40	松川町		
長野県	41	高森町		
長野県	42	阿南町		
長野県	43	阿智村		
長野県	44	平谷村		

都道府県名	NO.	保険者名	地域支援事業(総合事業)	「法」改正に関する国への要望について
			その他	率直なご要望・意見をお聞かせください
長野県	45	根羽村		
長野県	46	下條村		
長野県	47	売木村		
長野県	48	天龍村		
長野県	49	黍阜村		
長野県	50	喬木村	制度の範囲内	
長野県	51	豊丘村		
長野県	52	大鹿村		
長野県	53	木曾町		(保険者は木曾広域連合)過疎地域においては、人的資源が乏しく専門職やボランティアなど人材の確保が難しい状況です。またNPOや地域で活動する団体もほとんどないため多様なサービスを用意することができません。そういった地域もあることを理解した上で、法改正を行って頂きたい。過疎対策などは、一地域だけで解決できない課題であり国として積極的に取り組んで頂きたい。
長野県	54	上松町		(保険者は木曾広域連合)過疎地域においては、人材が乏しく専門職の確保が難しい。独居や高齢者のみが多く、遠くに住む子供たちの支援も受けにくくなっている。
長野県	55	南木曾町		(保険者は木曾広域連合)過疎地域においては、人的資源が乏しく専門職やボランティアなど人材の確保が難しい状況です。またNPOや地域で活動する団体もほとんどないため多様なサービスを用意することができません。そういった地域もあることを理解した上で、法改正を行って頂きたい。過疎対策などは、一地域だけで解決できない課題であり国として積極的に取り組んで頂きたい。
長野県	56	木祖村		(保険者は木曾広域連合)現在過疎地域では、近くに病院がないことや地域密着型の施設やサービスがないこと、近隣の特養は待機者が多くすぐに入所に至らないことなどから自分が生まれ育った場所を離れて地市町村のサービスを利用せざるを得ない現状がある。医療や介護の地域における確保が非常に難しいと考えられます。この法律が制定されることにより、一人でも多くの方が慣れ親しんだ地域で、最後まで自分らしく生活し続けられるようになって欲しいと考えます。
長野県	57	王滝村		(保険者は木曾広域連合)
長野県	58	大桑村		(保険者は木曾広域連合)過疎地域においては、人的資源が乏しく専門職やボランティアなど人材の確保が難しい状況です。またNPOや地域で活動する団体もほとんどないため多様なサービスを用意することができません。そういった地域もあることを理解した上で、法改正を行って頂きたい。過疎対策などは、一地域だけで解決できない課題であり国として積極的に取り組んで頂きたい。
長野県	59	筑北村		
長野県	60	麻績村		
長野県	61	生坂村		
長野県	62	山形村		
長野県	63	朝日村		
長野県	64	池田町		(保険者は北アルプス広域連合)認知症施策など補助金の時は、構成市町村単位であったが、交付金となり保険者単位となり、収入減となっています。
長野県	65	松川村		(保険者は北アルプス広域連合)
長野県	66	白馬村		(保険者は北アルプス広域連合)
長野県	67	小谷村		(保険者は北アルプス広域連合)
長野県	68	坂城町		
長野県	69	小布施町		
長野県	70	高山村		
長野県	71	山ノ内町		
長野県	72	木島平村		
長野県	73	野沢温泉村		
長野県	74	信濃町		
長野県	75	飯綱町		地域間での格差が生じぬよう、財政支援を含めお願いしたい。
長野県	76	小川村		
長野県	77	栄村		
長野県	78	北アルプス広域		
長野県	79	木曾広域		過疎地域においては、人的資源が乏しく専門職やボランティアなど人材の確保が難しい状況です。またNPOや地域で活動する団体もほとんどないため多様なサービスを用意することができません。そういった地域もあることを理解した上で、法改正を行って頂きたい。過疎対策などは、一地域だけで解決できない課題であり国として積極的に取り組んで頂きたい。
長野県	80	諏訪広域	構成市町村が独自施策と併用	一般の方にわかり易く簡素化を。市町村の負担の少ない改正をお願いしたい。
小計				